

入札約款

(目的)

第1条 夷隅郡市広域市町村圏事務組合の発注に係る工事又は製造の請負、工事中材料の買入及び調査、測量、設計等の委託（以下「工事等」という。）、物品の購入、印刷の請負その他契約（工事等に係る契約を除く。）の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案、見本物品及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において設計図書、仕様書、契約書案、見本物品等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、別記第1号様式により作成し、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、入札件名を表記し、公告又は通知書に示した日時、場所において入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(入札の取り止め等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

2 入札参加者が一人である場合は、再度入札及び一般競争入札の場合、特別な事情がある場合を除き、入札を取り止めることとする。

(無効となる入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札 (免除の場合を除く。)
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 入札手続きにおいて必要とされた書類に重大な不備があると認められた者のした入札
- (10) 予定価格が事前公表された入札において、予定価格を超える金額の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

(開札)

第7条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

(保留)

第8条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 一般競争入札 (事後審査型) における落札候補者の資格確認審査を実施するとき
- (2) 発注者が特に必要と判断したとき

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第11条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格及び最低制限価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札の回数は、原則として1回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、当該再度入札の前の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、当該再度入札の前の入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年夷隅郡市広域市町村圏事務組合条例第4号）第2条に規定する契約に該当する場合は仮契約）を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。

(契約の保証)

第13条 工事等の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結に際し、請負代金額の10分の1以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の各号のいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 金融機関等（金銭保証人）の「保証書」
- (2) 債務の履行を保証する「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」
- (3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する「履行保証保険証券」
- (4) 契約保証金（現金）納付の場合は「歳入歳出外現金払込書兼領収書」
- (5) 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供の場合は「保管証書」

(異議の申立)

第14条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書、仕様書、契約書案、見本物品及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第15条 契約担当者は、必要があると認めるときは、入札参加者から入札金額見積書の提出を求めることができる。

附 則

この約款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成26年5月23日から施行する。

附 則

この約款は、令和7年4月1日から施行する。